

第4条（災害死亡補償—弔慰金）

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日（傷害については事故日、疾病については医師（本人が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする。）の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。）からその日を含めて180日以内に死亡したときは、次のとおり弔慰金として本人の法定相続人に給付する。

傷 害	1,000 万円
特 定 疾 病	500 万円

第5条（後遺障害補償—障害一時金）

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、障害一時金として次のとおり本人に給付する。

障害等級	1級から 3級まで	4級から 6級まで	7級から 9級まで	10級から 12級まで	13級から 14級まで	障害手当金に 該当する場合 (疾病のみ)
傷 害	1,000 万円	700 万円	350 万円	100 万円	40 万円	—
特定疾病	500 万円	350 万円	175 万円	50 万円	20 万円	50 万円

第6条（障害等級の認定）

- ① 前条の場合において、後遺障害の原因が傷害のときは、障害等級は労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」の基準に従い認定する。この場合、傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき認定する。
- ② 前条の場合において、後遺障害の原因が疾病のときは、次の各号に従い障害等級を決定する。
 - (1) 公的給付における認定と同一の等級に認定する。
 - (2) 前号の認定後に、公的給付において前号の認定より上位の等級が認定されたときは、その上位の等級に変更して認定する。この場合、前号の認定に基づき既に障害一時金を給付していたときは、その上位の等級に基づく障害一時金の額との差額を追加給付する。
 - (3) 第1号の認定が行われる前に、後遺障害の原因となった疾病を直接の原因として本人が死亡したときは、災害死亡補償に準じて補償を給付する。
- ③ 公的給付において等級が認定されないときは、厚生年金保険法施行令第三条の八および同法施行令第三条の九の基準に従い認定することができる。

第7条（後遺障害と災害死亡の関係）

主催者が障害一時金を給付した後、本人が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、弔慰金の額から既に給付した障害一時金の額を控除した残額を給付する。

第8条（弔慰金等の給付による損害賠償の減免）

主催者が弔慰金または障害一時金を給付したときは、主催者は、給付した金額を限度として、本人が主催者に対して有する損害賠償の責を免れる。